

公益社団法人日本気象学会
松野賞受賞者選定規程

制定 平成 29 年（2017 年）11 月 30 日
改正 平成 31 年（2019 年） 1 月 31 日
改正 令和 2 年（2020 年） 7 月 27 日
改正 令和 3 年（2021 年） 2 月 5 日
改正 令和 4 年（2022 年）11 月 21 日
改正 令和 6 年（2024 年）12 月 17 日

- 1 松野賞受賞者を選定するため、松野賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 松野賞は、自身が主体的に行い、独創性が高く顕著な成果の得られた研究に関し、優れた発表をした学生を表彰するものである。この規程で、学生とは、日本気象学会の個人会員のうち、学校教育法第 1 条の大学の学部生、大学院生またはこれに相当する者をいう。
- 3 本表彰の英語名を「Matsuno Award」とする。
- 4 委員会は、担当理事を長とする 25 名程度の委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 5 委員会に運営部会を置く。委員長および 3 名程度の運営委員をもって組織し、委員会の運営を行う。運営委員は、委員会の委員から委員長が選出する。
- 6 委員会は、日本気象学会全国大会において、自らが松野賞候補者として口頭発表を申請した学生を対象として、以下により発表を審査し受賞候補者を選定する。
 - (ア) 申請者は発表時に 2 項に定義する学生でなければならない。松野賞の既受賞者は申請できない。また、申請後、発表時にこれらの条件を満たさなくなった場合は申請を無効とする。申請する発表は大会ごとに 1 件とする。
 - (イ) 申請は、学生自らが予稿投稿時に行う。
 - (ウ) 委員会委員および業務上これを知り得る立場にある者は、審査に関する情報を外部に漏らしてはならない。

- (エ) 大会ごとにおよそ5名の発表者に対して1名の割合で受賞候補者を選定する。
 - (オ) 委員会は大会終了後速やかに合議を行い、受賞候補者を選定する。合議に際して、委員による審査の評点を参考にする。委員は、利害関係等公正性の観点で問題のない発表に対し、自らが聴講したものについて、評点をつける。評点は、0点（不適）か1点（適）とし、特に良かったものを1件まで選んで2点とできる。
 - (カ) 学生の発表の審査には、利害関係者となりうる委員を除くなどの公平性を担保する。
 - (キ) 委員長は、大会終了後速やかに、選定した受賞候補者が（ア）の条件を満たしていることを確認の上、選定結果について理由を付して理事長に報告する。
-
- 7 理事長は選定結果を理事会に報告した後、理事会で受賞者を決定する。
 - 8 松野賞は理事長名で表彰する。受賞の発表は理事会での決定後直ちに行う。
 - 9 松野賞受賞者には、賞状、副賞として記念品を贈呈する。
 - 10 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。
-
- 附則
- 1 この規程は平成29年（2017年）11月30日から施行する。
 - 2（平成31年1月31日理事会決議）この規程の変更は、平成31年（2019年）1月31日から施行する。
 - 3（令和2年7月27日理事会決議）この規程の変更は、令和2年（2020年）7月27日から施行する。
 - 4（令和3年2月5日理事会決議）この規程の変更は、令和3年（2021年）2月5日から施行する。
 - 5（令和4年11月21日理事会決議）この規程の変更は、令和4年（2022年）11月21日から施行する。
 - 6（令和6年12月17日理事会決議）この規程の変更は、令和7年（2025年）6月1日から施行する。